

下呂市家庭向けLED照明器具購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年11月28日

下呂市長 山内 登

令和7年下呂市告示第219号

## 下呂市家庭向けLED照明器具購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギーの消費量とCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、家庭用LED照明器具の購入に対して、予算の範囲内において下呂市家庭向けLED照明器具購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LED照明器具 LEDシーリングライトやLED電球で広く市場に流通しているものをいう。
- (2) 市税等 下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）第3条に掲げる市民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該市税に係る延滞金をいう。

### (補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となるLED照明器具は、市内の住宅に設置するために市内商工会の会員である販売店で購入したものとし、補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住していること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) この要綱に基づく補助金の交付を受けた者が同一世帯にいないこと。

### (補助金の対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費は、総額が1万円以上となるLED照明器具の購入に係る経費であって設置に係る経費は除くものとし、補助金の額は、当該経費の2分の1の額であって1万円を上限とする。

2 前項において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に見積書（LED照明器具の本体価格、販売店名及び見積年月日が記載されたもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第6条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第13条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 販売店が発行した領収書の写し（LED照明器具の本体価格、購入店及び購入日が記載されたもの）
- (2) LED照明器具の設置前及び設置後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(状況調査)

第7条 市長は、申請者に対し必要に応じてLED照明器具の設置に関するアンケート調査等を行うことができる。

(管理義務)

第8条 補助金の交付を受けた者は、LED照明器具の法定耐用年数の期間内において、売却、譲渡、交換、貸与、廃棄等の処分を行ってはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年11月28日から施行する。